

二本松市入札結果に関する事項の公表基準

(平成19年3月29日決裁)

建設工事の入札の結果については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「適正化令」という。）第7条に基づき、並びに建設工事の随意契約の結果及び業務委託、修繕、物品購入及び役務の提供等（以下「業務委託等」という。）の入札及び随意契約（以下「入札等」という。）の結果については、建設工事に準じ、下記のとおり公表する。

記

1 公表の対象

建設工事及び業務委託等で、二本松市制限付一般競争入札実施要綱（平成23年二本松市告示第118号）に基づき行った入札（以下「一般競争入札」という。）、二本松市指名競争入札実施要綱（平成17年二本松市告示第18号）に基づき行った入札（以下「指名競争入札」という。）又は随意契約により発注した全てを対象とする。

2 公表の内容

(1) 一般競争入札に付した場合

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による入札参加資格
- ② 制限付一般競争入札参加申込書を提出した者の商号又は名称
- ③ 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者の商号又は名称及び落札金額
- ④ 入札年月日及び予定価格
- ⑤ 適正化令第7条第2項第6号に掲げる事項
- ⑥ 適正化令第7条第2項第7号に掲げる事項
- ⑦ 適正化令第7条第2項第8号に掲げる事項
- ⑧ 契約の内容

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 建設工事及び業務委託等の名称、場所、種別及び概要

ウ 建設工事及び業務委託等、着手の時期及び完成の時期

エ 建設工事及び業務委託等の契約金額

(2) 指名競争入札に付した場合

- ① 指名した者の商号又は名称及び指名理由
- ② 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者の商号又は名称及び落札金額
- ③ 入札年月日及び予定価格

- ④ 適正化令第7条第2項第6号に掲げる事項
- ⑤ 適正化令第7条第2項第7号に掲げる事項
- ⑥ 適正化令第7条第2項第8号に掲げる事項
- ⑦ 建設工事及び業務委託等の契約内容
 - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 建設工事及び業務委託等の名称、場所、種別及び概要
 - ウ 建設工事及び業務委託等、着手の時期及び完成の時期
 - エ 建設工事及び業務委託等の契約金額

(3) 随意契約に付した場合

- ① 見積者の商号又は名称及び各見積者の各回の見積金額
- ② 随意契約とする理由
- ③ 見積年月日及び予定価格
- ④ 契約の内容
 - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 建設工事及び業務委託等の名称、場所、種別及び概要
 - ウ 建設工事及び業務委託等、着手の時期及び完成の時期
 - エ 建設工事及び業務委託等の契約金額

3 公表の時期

入札等の落札決定後、速やかに公表するものとする。

4 公表の場所及び方法

(1) 総務部財政課で執行する入札等

入札結果書（以下「結果書」という。）の写しを、総務部財政課に設置する閲覧所において閲覧の方法により公表するとともに、二本松市のウェブページに掲載するものとする。

(2) 総務部財政課で執行する以外の入札等

結果書の写しを、入札等を執行した部署に設置する閲覧所において閲覧の方法により公表するものとする。

5 公表の期間

契約を締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月27日から施行する。